

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。市場単価については、別表により補正する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1.05
- ・ 機械経費（賃料）: 1.04
- ・ 共通仮設費率 : 1.04
- ・ 現場管理費率 : 1.06

別表

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
			4週8休以上
鉄筋工			1.05
ガス圧接工			1.04
インターロッキングブロック工	設置		1.02
	撤去		1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置		1.01
	撤去		1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置		1.01
	撤去		1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置		1.04
	撤去		1.05
防護柵設置工（落石防護柵）			1.02
防護柵設置工（落石防止網）			1.03
道路標識設置工	設置		1.01
	撤去・移設		1.04
道路付属物設置工	設置		1.02
	撤去		1.05
法面工			1.02
吹付砕工			1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）			1.03
道路植栽工	植樹		1.05
	剪定		1.05
公園植栽工			1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工			1.04
橋面防水工			1.02
薄層カラー舗装工			1.01
グルーピング工			1.01
軟弱地盤処理工			1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）			1.01

別表

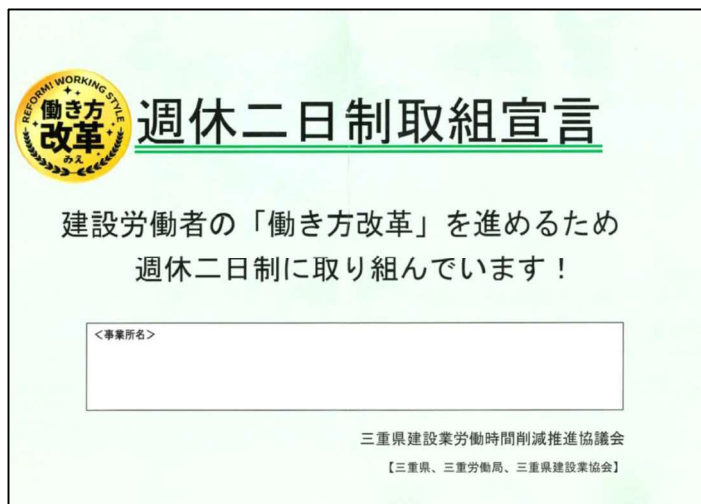
下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工				1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工				1.03
砂 基 礎 工	人力施工			1.05
砂 基 礎 工	機械施工			1.05
砕 石 基 礎 工	人力施工			1.05
砕 石 基 礎 工	機械施工			1.05
組立マンホール設置工				1.05
小型マンホール工				1.01
取付管およびます設置工	ます設置工			1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工			1.02

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。